

政令第 号

公営住宅法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「・七以上一以下」を「イに掲げる数値以上ロに掲げる数値以下」に改め、同号に次のように加える。

イ 〇・五

ロ 次に掲げる数値のうち、いずれか小さい数値

(1) 一・三

(2) 一・六を第一号に掲げる数値で除した数値

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

公営住宅の家賃の算定に係る利便性を勘案して事業主体が定める数値の上限の引上げ及び下限の引下げを行う必要があるからである。